

立命館大学大学院
2022年度実施 入学試験
博士課程前期課程
法学研究科
法学専攻

入試方式	コース	実施月	論文			外国語			
			試験科目(*)	ページ	備考	試験科目(*)	ページ	備考	
一般入学試験	研究	9月	論文2科目 選択	×		英語	外国語 1科目選択	×	
						ドイツ語		×	
		フランス語	×						
	2月		英語	×					
			ドイツ語	×					
		フランス語	×						
	リーガル・ スペシャリスト/ 公務行政/ 法政リサーチ	9月	論文1科目 選択	P.1~					
		2月		P.4~					
社会人入学試験(一般)	リーガル・ スペシャリスト/ 公務行政/ 法政リサーチ	9月	論文1科目 選択	P.1~					
		2月		P.4~					
社会人入学試験(有資格者)	リーガル・ スペシャリスト/ 公務行政/ 法政リサーチ	9月							
		2月							
外国人留学生入学試験	研究	9月	論文2科目 選択	P.1~					
		2月		P.4~					
	リーガル・ スペシャリスト/ 公務行政/ 法政リサーチ	9月	論文1科目 選択	P.1~					
		2月		P.4~					
学内進学入学試験	研究	9月							
		2月							
	リーガル・ スペシャリスト/ 公務行政/ 法政リサーチ	9月							
		2月							
学内進学入学試験 (経営学研究科との大学院教育 相互協力にもとづく入学試験)	リーガル・ スペシャリスト	2月							
飛び級入学試験	リーガル・ スペシャリスト/ 公務行政/ 法政リサーチ	2月							

*選択のなかった科目は掲載していません

【表紙の見方】

×・・・入学試験の実施がなかった等の理由で入学試験問題の作成がなかったもの、または、問題を公開しないもの
斜線・・・学科試験(筆記試験)を実施しないもの

立命館大学大学院 2022年度実施 入学試験

博士課程後期課程

法学研究科 法学専攻

入試方式	実施月	専門科目			外国語				
		試験科目(*)	ページ	備考	試験科目(*)	ページ	備考		
一般入学試験	2月	法哲学 法史学 法社会学 憲法 行政法 税法 刑法 刑事訴訟法 民法 民事訴訟法 商法 労働法 社会保障法 経済法 国際法 国際私法 知的財産法 政治学 政治史 政治思想史 国際政治論 行政学	※外国語 2科目 もしくは 専門1科目+ 外国語1科目	P.8~		英語	※外国語 2科目 もしくは 専門1科目+ 外国語1科目	P.10~	
						ドイツ語		×	
						フランス語		×	
一般入学試験 (法務博士)	2月	法哲学 法史学 法社会学 憲法 行政法 税法 刑法 刑事訴訟法 民法 民事訴訟法 商法 労働法 社会保障法 経済法 国際法 国際私法 知的財産法 政治学 政治史 政治思想史 国際政治論 行政学	論文1科目 選択	×		英語	外国語1科目 選択	×	
						ドイツ語		×	
						フランス語		×	
一般入学試験 (司法試験合格者)	2月	法哲学 法史学 法社会学 憲法 行政法 税法 刑法 刑事訴訟法 民法 民事訴訟法 商法 労働法 社会保障法 経済法 国際法 国際私法 知的財産法 政治学 政治史 政治思想史 国際政治論 行政学	/	×		英語	外国語1科目 選択	×	
						ドイツ語		×	
						フランス語		×	
社会人入学試験	2月	法哲学 法史学 法社会学 憲法 行政法 税法 刑法 刑事訴訟法 民法 民事訴訟法 商法 労働法 社会保障法 経済法 国際法 国際私法 知的財産法 政治学 政治史 政治思想史 国際政治論 行政学	/	×		英語	外国語1科目 選択	×	
						ドイツ語		×	
						フランス語		×	
外国人留学生 入学試験	9月	法哲学 法史学 法社会学 憲法 行政法 税法 刑法 刑事訴訟法 民法 民事訴訟法 商法 労働法 社会保障法 経済法 国際法 国際私法 知的財産法 政治学 政治史 政治思想史 国際政治論 行政学	論文1科目 選択	×		/	/		
	2月			P.8~		/	/		
学内進学 入学試験	2月	/	/			/	/		

*選択のなかった科目は掲載していません

【表紙の見方】

×・・・入学試験の実施がなかった等の理由で入学試験問題の作成がなかったもの、または、問題を公開しないもの
斜線・・・学科試験(筆記試験)を実施しないもの

2023 年度 法学研究科 前期課程

9 月実施入学試験 論文試験問題

注意事項

- * 開始の指示があるまで解答を始めないでください。
- * 指定の六法および国際条約集以外は使用できません（字句の書き込みのあるものは使用できません）。
- * 出願時に届け出た科目で受験してください（科目変更はできません）。
- * 答案用紙は必ず 1 問ごとに 1 枚使用し、解答欄の冒頭に選択した問題の番号を明記してください。 例 → 「問題 1.」
- * 入試種別により試験時間が異なりますので注意してください。
- * 試験開始後、答案用紙上部の記入欄に研究科名・専攻名・課程・受験科目名・受験番号・氏名を記入してください。

記入例：

研究科名	専攻名	課程	受験科目名	受験番号	氏名
法学研究科	法学専攻	前期	民法	31〇〇〇〇〇〇	立命 太郎

* 試験時間：前期課程

一般入試（研究コース）	10:00～12:00 論文試験（2科目） 13:00～15:00 外国語試験（1科目）
一般入試（リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コース）	10:00～11:00 論文試験（1科目）
外国人留学生入試（研究コース）	10:00～13:00 論文試験（2科目）
外国人留学生入試（リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コース）	10:00～12:00 論文試験（1科目）

2023 年度 法学研究科 9 月実施入学試験 論文試験問題

法哲学

次の 2 問中から 1 問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 国家間に著しい経済的格差が存在することの問題点と、その解決に向けて取り組むべき方策について、グローバルな正義の観点から論じなさい。
2. ドウオーキン (Ronald Dworkin, 1931-2013) による司法裁量論批判の意義について、ルールと原理の区別に言及しながら論じなさい。

法史学

次の 2 問中から 1 問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 日本近世の紛争解決において「内済」が果たした役割とその意義を、特に訴訟制度と関連付けつつ説明しなさい。
2. 啓蒙期のドイツ諸邦において行われた刑事法改革について論じなさい。その際、①改革の成果、②続く時代に残された課題、に必ず言及すること。

憲法

次の 2 問中から 1 問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 国民主権の意味をめぐる諸説について、立憲主義との緊張関係を踏まえながら論じなさい。
2. 選挙権の法的性格について論じなさい。

刑法

次の 2 問中から 1 問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 違法性の意識について論じなさい。
2. インターネットの掲示板に、某駅を爆破するとの嘘の予告を書き込んだところ、それを見た者が警察に通報したため、多数の警察官が爆弾の探索のために、予告のあった駅に出動したという事例について、刑法上問題となる点を論じなさい。

政治史

次の 2 問中から 1 問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 「銃剣とブルドーザー」、「島ぐるみ闘争」、沖縄県祖国復帰協議会、主席公選という用語を用いつつ、アメリカ統治下の沖縄の政治史について論じたうえで、沖縄にとっての沖縄返還の意義について考察しなさい。
2. 英国労働党の通貨政策について、戦後政治に限って歴史的に論じなさい。

民法

次の 4 問中から 1 問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 解除と第三者について論じなさい。
2. 信頼関係破壊の法理について論じなさい。
3. 生殖補助医療による出生子の親子関係について論じなさい。

4. 債務の相続について論じなさい。

商法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 準共有株式の株主権の行使がどのように実施されるかを説明した上で、準共有株式の持分権者が、準共有株式に関する株主権を訴訟外または訴訟上単独で行使できるか、論じなさい。
2. 公開会社ではない取締役会設置会社が募集株式を株主割当ての方法で発行するに際して、取締役会の決議のみでこれを行おうとしている。この場合について、次の小問に答えなさい。
 - (1) この募集株式の発行は適法か。
 - (2) 株主割当てない方式で発行するものであれば、取締役会の決議のみで行うことは適法か。
 - (3) 株主割当てない方式で取締役会の決議のみにより募集株式の発行が強行された場合、後にそれに気がついた株主は、その効力を否定することができるか。

知的財産法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 特許法上の先使用による通常実施権について論じなさい。
2. 応用美術の著作権法上の問題について論じなさい。

2023 年度 法学研究科 前期課程

2 月実施入学試験 論文試験問題

注意事項

- * 開始の指示があるまで解答を始めないでください。
- * 指定の六法および国際条約集以外は使用できません（字句の書き込みのあるものは使用できません）。
- * 出願時に届け出た科目で受験してください（科目変更はできません）。
- * 答案用紙は必ず 1 問ごとに 1 枚使用し、解答欄の冒頭に選択した問題の番号を明記してください。 例 → 「問題 1.」
- * 入試種別により試験時間が異なりますので注意してください。
- * 試験開始後、答案用紙上部の記入欄に研究科名・専攻名・課程・受験科目名・受験番号・氏名を記入してください。

記入例：

研究科名	専攻名	課程	受験科目名	受験番号	氏名
法学研究科	法学専攻	前期	民法	31〇〇〇〇〇〇〇	立命 太郎

* 試験時間：前期課程

一般入試（リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コース）	10:00～11:00	論文試験（1科目）
社会人入試（一般）	10:00～11:00	論文試験（1科目）
外国人留学生入試（研究コース）	10:00～13:00	論文試験（2科目）
外国人留学生入試（リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コース）	10:00～12:00	論文試験（1科目）

2023年度 法学研究科 2月実施入学試験 論文試験問題

法史学

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 明法家による「法の創造」について、具体例を挙げつつ説明しなさい。
2. 近世ドイツの刑事裁判における「訴訟記録送付」の制度について論じなさい。

税法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 税法上課税最低限には、人的控除や生活扶助基準との関係でどのような意味があるか述べなさい。また、日本の課税最低限は国際的に高い水準にあるという見解について、どのように考えるか論じなさい。
2. 弁護士である夫Xが、独立して事務所を営んでいる税理士の妻Yに対して確定申告などの税務処理業務を依頼し、適正な報酬を支払った場合のXとYの課税関係について、判例をふまえ論じなさい。

(参考条文)

所得税法第56条

居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

国際法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 非国家実体の国際法主体性について論じなさい。
2. 多数国間条約の留保について論じなさい。

刑法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 緊急避難の不処罰の根拠について、問題となる事例に言及しながら、論じなさい。
2. 情を知らない公務員に虚偽の公文書を作成させた行為が処罰される例を複数あげ、その根拠を論じなさい。

刑事訴訟法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. Xは、窃盗の前科を有している。ある時Xは、友人Yから「稼げるから、一緒に大麻樹脂の売買を行わないか」と持ちかけられたが、Xは「面倒なことになるのは嫌だ」とYの申し出を断った。

ある日、Xのアルバイト先にPという新人が入ってきた。非常にフレンドリーな態度で接するPと仲良くなったXは、Pと一緒に飲みに行った。その際、Pから「大麻売ってる人とか知らない？興味あってさ…」としつこくせまられ、やむなくXはPにYを紹介し、3人で会うこととした。

その約束の場所に、Xと大麻樹脂を持参したYが現れたところで、XとYは大麻所持の被疑事実で現行犯逮捕された。実はPは、かねてより大麻樹脂売買事件の捜査を行っていた捜査官であった。

本件捜査手法の適法性につき、判例を挙げながら論じなさい。

2. 捜査官Qは、自費で購入したノートに捜査にかかわるメモを取り、当該ノートを自宅に持ち帰った。さらにその後、Qは別の警察署に転勤した。当該ノートが、公判前整理手続における証拠開示の対象となるべきか否かにつき、判例を挙げながら論じなさい。

民法

次の4問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 公序良俗違反の類型について論じなさい。
2. 公信力について論じなさい。
3. 契約に適合しない目的物を引き渡した場合に、買主に認められる権利について論じなさい。
4. 被害者の素因を理由とする損害賠償額の減額について論じなさい。

民事訴訟法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 民事訴訟手続のIT化における「3つのe」について論じなさい。
2. 訴訟上の和解について実務上の意義を踏まえて論じなさい。

国際私法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 遺言の検認の準拠法について論じなさい。
2. 職務発明に基づく特許を受ける権利の譲渡対価の準拠法について論じなさい。

知的財産法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 特許製品の並行輸入に対する特許権行使の可否について論じなさい。
2. 職務著作の成立要件について論じなさい。

経済法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律2条6項における「公共の利益に反して」の解釈に関する判例及び学説上の議論を説明したうえで、カルテル規制の現代的諸課題を念頭に置きながら当該要件の解釈のあり方について論じなさい。
2. 製品差別化の余地が大きい製品のメーカーが取引先流通業者に対して、当該製品のブランド・イメージを向上させるとの名目で、特定の販売方法（例えば、顧客に対して製品の使用方法を説明する等）を指定する場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上どのような問題が考えられるか。判例や公正取引委員会のガイドラインを踏まえて論じなさい。

2023 年度 法学研究科 後期課程

2 月実施入学試験 論文試験問題

注意事項

- * 開始の指示があるまで解答を始めないでください。
- * 指定の六法および国際条約集以外は使用できません（字句の書き込みのあるものは使用できません）。
- * 出願時に届け出た科目で受験してください（科目変更はできません）。
- * 答案用紙は必ず 1 問ごとに 1 枚使用し、解答欄の冒頭に選択した問題の番号を明記してください。 例 → 「問題 1.」
- * 入試種別により試験時間が異なりますので注意してください。
- * 試験開始後、答案用紙上部の記入欄に研究科名・専攻名・課程・受験科目名・受験番号・氏名を記入してください。

記入例：

研究科名	専攻名	課程	受験科目名	受験番号	氏名
法学研究科	法学専攻	後期	民法	31〇〇〇〇〇〇	立命 太郎

* 試験時間：後期課程

一般入試	10:00～13:00 外国語科目（2科目） ※ 出願時届出者は、外国語科目 1 科目を専門科目に代えて受験
外国人留学生入試	10:00～12:00 論文試験（1科目）

2023 年度 法学研究科 2 月実施入学試験 後期課程 論文試験問題

刑法

次の 2 問中から 1 問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 故意の犯罪体系上の位置づけを明らかにした上で、違法性の錯誤がおよぼす犯罪成立要件の阻却効果について論じなさい。
2. 横領の行為について、財産犯の保護法益をめぐる議論を踏まえつつ、窃盗罪および背任罪との関係に言及しながら論じなさい。

民事訴訟法

次の 2 問中から 1 問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 事実審の最終口頭弁論終結後の形成権の行使によって生じた法律状態を主張することは、当該形成要件に該当する事実が口頭弁論終結前に存在していた場合には、既判力によって妨げられるか否かについて、具体例を挙げて論じなさい。
2. 民事訴訟実務における訴訟物理論の意義について論じなさい。

社会保障法

次の 2 問中から 1 問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 日本の医療費抑制政策について、とりわけ病院・病床数の抑制に焦点を当てて、論じなさい。
2. 生活保護法における保護の補足性と稼働能力の活用について、論じなさい。

国際私法

次の 2 問中から 1 問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 船舶先取特権の準拠法について論じなさい。
2. 婚約及び内縁の準拠法について論じなさい。

知的財産法

次の 2 問中から 1 問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。なお、解答において判例・裁判例を挙げる場合、当該判例・裁判例が特定できる最低限の情報（事件名と裁判所名など）を示せばよく、判決年月日や正確な出典情報を示すことまでは不要とする。

1. 特許権の消尽の成立範囲について、判例・裁判例の動向を踏まえて論じなさい。
2. 著作権侵害の主体について、判例・裁判例の動向を踏まえて論じなさい。

【後期課程 一般入試（研究コース）】

2023 年度 法学研究科

2 月実施入学試験 英語 試験問題

注意事項

- * A B C の英文のうち、2 問を選んで全文を和訳しなさい（出典は除く）。
- * 開始の指示があるまで解答を始めないでください。
- * 外国語辞書の持込は可（ただし、電子辞書等は認めません）。
- * 答案用紙は必ず 1 問ごとに 1 枚使用し、解答欄の冒頭に選択した問題の番号 A B C を明記してください。 **例 → B**
- * 試験開始後、答案用紙上部の記入欄に研究科名・専攻名・課程・受験科目名・受験番号・氏名を記入してください。

記入例：

研究科名	専攻名	課程	受験科目名	受験番号	氏名
法学研究科	法学専攻	後期	英語	310000000	立命 太郎

* 試験時間：後期課程

一般入試	10:00～13:00 外国語科目（2科目） ※ 出願時届出者は、外国語科目 1 科目を専門科目に代えて受験
------	---

〔 A 〕

Although one might not have expected a profession which had done its best to exclude women to be particularly receptive to their presence, it is clear that from the outset ‘women have had to work much harder and endure many more secret humiliations, just to reach the position from which male lawyers start’. Women lawyers still consider that they ‘have to be better than, not equal to, men to succeed’; ‘to work harder and longer to prove oneself’. There continues to be a strong sense that the legal profession is ‘male-shaped’, not only in terms of its working practices and infrastructure, but also in relation to the culture that supports it: ‘the male mindset and culture of the profession is very entrenched and very obstructive. It does not help women, only men’. The view that the legal profession is ‘an old boys’ club’ where partners and senior barristers continue to favour and promote ‘mini mes’ (that is, people in their own image) persists, and is reinforced by informal practices and expectations which – whether for reasons of availability, disposition or even bias – men (or rather men of a certain class, ethnicity, sexual orientation, educational background and so on) find easier to negotiate than others.

Examples abound. The most obvious and invidious is the, often unspoken, expectation of ‘schmoozing’ with clients over dinner or at the golf club, or with (senior) colleagues at formal networking events or at the bar after work. Despite reports that some firms are encouraging more ‘feminised’ activities, such as theatre trips or chocolate making workshops, most of these events take place at venues that are male dominated or orientated, often bars or private members clubs, and typically involve sport and/or heavy drinking:

【出典】

Copyright © 2012 From *Women, Judging and the Judiciari: From difference to diversity*, by Erika Rackley.

Reproduced by permission of Taylor and Francis Group, LLC, a division of Informa plc.

〔 B 〕

The law generally treats a corporation as though it were a legal person, having most of the rights and obligations of real people, and having an identity wholly apart from its constituents. Corporate law statutes, for example, typically give a corporation “the same powers as an individual to do all things necessary or convenient to carry out its business and affairs.”

Although the corporation’s legal personality obviously is a fiction, it is a very useful one. Consider a large forestry company, owning forest land in many states. If the company were required to list all of its owners—i.e., every shareholder—on every deed recorded in every county in which it owned property, and also had to amend those filings every time a shareholder sold stock, there would be an intolerable burden not only on the firm but also on government agencies that deal with the firm.

An even more useful feature of the corporation’s legal personality, however, is that it allows partitioning of business assets from the personal assets of shareholders, managers, and other corporate constituents. This partitioning has two important aspects. On the one hand, asset partitioning creates a distinct pool of assets belonging to the firm on which the firm’s creditors have a claim that is prior to the claims of personal creditors of the corporation’s constituencies. By eliminating the risk that the firm will be affected by the financial difficulties of its constituencies, asset partitioning reduces the risks borne by creditors and thus enables the firm to raise capital at a lower cost. On the other hand, asset partitioning also protects the personal assets of the corporation’s constituencies from the vicissitudes of corporate life. The doctrine of limited liability means that creditors of the firm may not reach the personal assets of shareholders or other corporate constituents.

【出典】

Reprinted from *Corporate Law*, by Stephen M. Bainbridge, West Academic, pp.2-3. Copyright © 2002 West Academic.

〔 C 〕

Broadly speaking, ethicists, philosophers, and legal scholars have extensively debated the answer to the machine question, with some finding that robots might qualify for rights and others rejecting the possibility on jurisprudential, normative, or practical grounds. Both sides of the debate frame their positions chiefly in terms of either the properties of an intelligent machine or its relationship to other entities (Favani, 2018, p. 2). This division has its roots in the philosophical concept known as the is/ought problem, articulated by Hume (1738/1980) in *A Treatise of Human Nature*. The problem, so to speak, occurs when a value-laden statement masquerades as a fact-based one; we treat something a certain way by virtue of how we think it *ought* to be treated, not by virtue of what it actually *is*. Therefore, the philosophical task of figuring out the moral status of an entity and how to act towards it necessarily involves understanding whether *ought* is derived from *is* or vice versa. More concretely, in the properties-based approach, the way we decide how to treat a robot (how we believe we *ought* to engage with it) depends on its characteristics (what it *is*). In the relational approach, the moment we enter into social relations with an entity, obligations towards it are established (how we *ought* to treat it) irrespective of the qualities that suggest its alterity (what it *is*).

【出典】

Copyright © 2020 From *Rights for Robots : Artificial Intelligence, Animal and Environmental Law*, by Joshua C. Gellers. Reproduced by permission of Taylor and Francis Group, LLC, a division of Informa plc.

二重取り消し線で抹消した書誌情報を訳す必要はありません。